

プレミアム付商品券事業の検討状況

平成31年1月25日

内閣官房プレミアム付商品券施策推進室

(本資料の内容は、一部を除き、現在検討中のものであり、今後、変更となることありうる)

「消費税率引上げに伴う対応」の概要

基本的考え方

- 消費税率については、法律で定められたとおり、2019年10月1日に現行の8%から10%に2%引き上げる予定
- 前回の3%引上げ時の経験を活かし、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう、全力で対応
 - ①臨時・特別の措置を講ずる2019・2020年度予算を通じて、各措置の規模・実施時期をバランスよく組み合わせ、全体としての財政規律を堅持
 - ②各措置の目的を明確化
 - ③未来及び経済構造改革に資する観点も十分踏まえて対応
- 消費税率引上げの必要性やその影響を緩和する措置などについて、国民に分かりやすい広報の実施

消費税率引上げによる影響と対応

今回の消費税率引上げによる経済への影響は、幼児教育無償化等の措置により**2兆円程度**に抑えられる。これに対し、新たな対策として**2.3兆円程度**を措置。経済への影響を十二分に乗り越える対策とする。

消費税率の引上げの影響	負担増	負担軽減
消費税率の引上げによる負担増が国・地方で+5.7兆円程度(1%当たり2.87兆円程度)	5.7兆円程度	—
軽減税率制度の実施	—	1.1兆円程度
昨年度実施したたばこ税や所得税の見直しなどによる財源確保	0.6兆円程度	—

5.2兆円程度
の負担増

幼児教育の無償化、社会保障の充実による支援	受益増
幼児教育無償化の10月1日実施、年金生活者支援給付金の支給等	2.8兆円程度
消費税負担増に対する診療報酬等による補てん等	0.4兆円程度

3.2兆円程度
の受益増

経済への影響を
2兆円程度に抑制

消費税率引上げに対応した新たな対策	予算規模等
臨時・特別の予算措置 ポイント還元、プレミアム付商品券、すまい給付金、次世代住宅ポイント制度、 防災・減災、国土強靱化 等	2兆円程度 (国費)
税制上の支援 住宅ローン減税の拡充、自動車の取得時及び保有時の税負担の軽減	0.3兆円程度 (減税)

2.3兆円
程度の措置

2.3兆円程度
の措置
経済への影響を十二
分に乗り越える対策

プレミアム付商品券事業について

- 消費税・地方消費税率の10%への引上げが**低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和**するとともに、**地域における消費を喚起・下支え**することを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を**国が全額補助**。

1. 購入対象者

- (1) **2019年度住民税非課税者（課税基準日2019.1.1）** ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
- (2) **3歳未満の子が属する世帯の世帯主（商品券使用開始目標日<10/1>にできる限り近い基準日（6/1を想定））**

2. 制度概要

- 購入限度額：①上記1.(1)の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）
②上記1.(2)の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）×3歳未満の子の数
※低所得者に配慮した分割販売を実施（5千円単位）
- 割引率：**20%**（プレミアム補助額：**5千円**）
- 使用可能期間：2019.10～2020.3までの間で市区町村の定める期間（**市区町村には2019.10.1使用開始を目標とするよう要請**）
- 取扱事業者：**市区町村内の店舗を幅広く対象として公募**（ただし、市区町村が、社会通念上、不適切と判断する商品等の除外は可。）等

<適切な事業執行に向けた市区町村への要請事項>

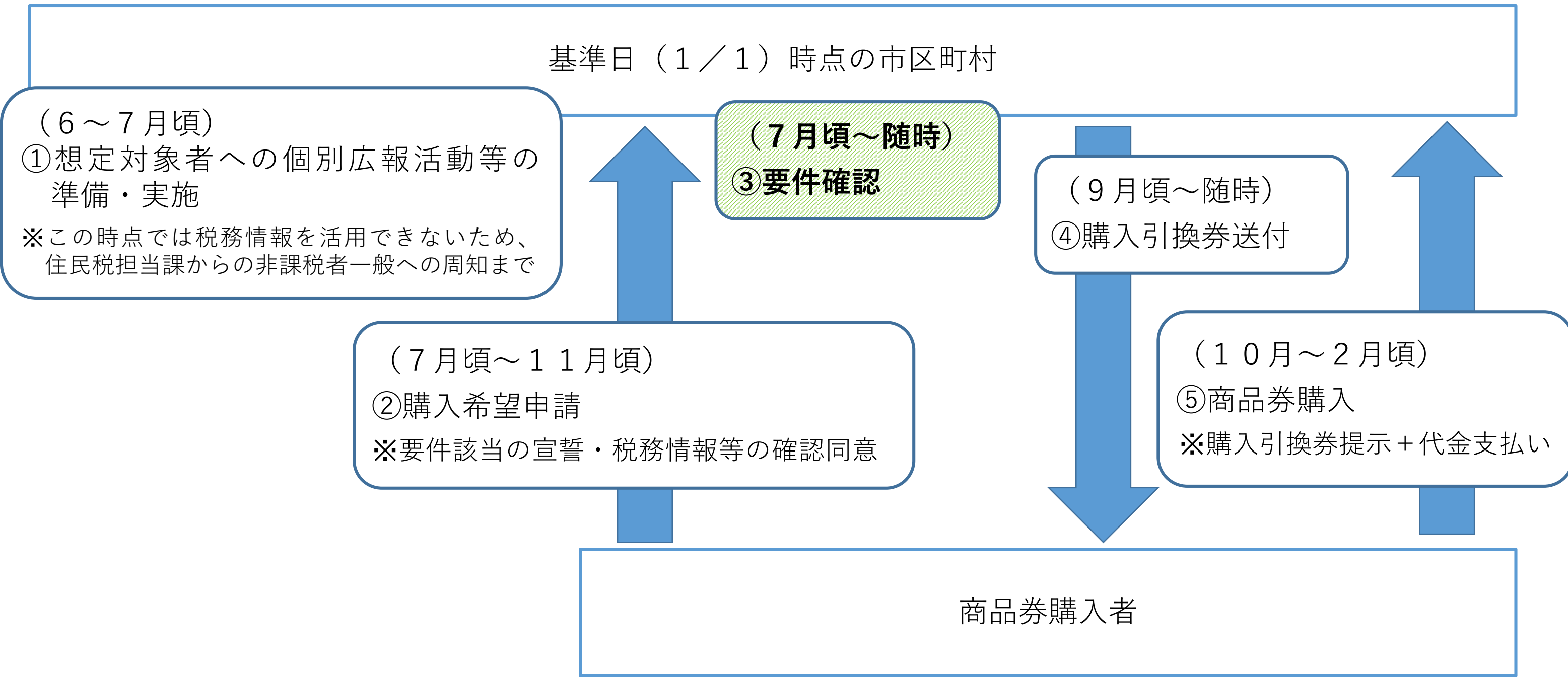
- ・ 商品券の1枚あたり額面は、地域の実情に応じ、利用しやすい額とすること（例：5百円）。
- ・ 商品券購入者等に対し、第三者への転売、譲渡は行わないで頂きたい旨の周知を行うこと。 等

上記制度概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など**自治体が最も適切と考える実施方法を認め、自治体における迅速・円滑かつ効果的な事業執行を後押し**。

3. 予算

- 31年度予算（案）：**1,723億円** ※30年度2次補正予算に96億円を別途計上

購入手続き（非課税者分） <案> ※基準日を除く表中の時期は例示。



<「③要件確認」の方法>

- ・ 原則として、購入申請書に記載された「要件該当の宣誓」に基づき確認（宣誓に署名がないものは不可）。
- ・ ただし、税務情報（課税・非課税、配偶者控除・扶養控除等適用状況）、住基情報（課税者と同一世帯）により、事実でないと考えられる宣誓を除外（除外後、本人から宣誓を証明する資料（戸籍・健康保険証等）が提出された場合は改めて対象に）。

購入引換券<案>

※購入引換券は全国的に利用される様式であるため、様式や取り扱い方法については、全国的に統一。

※以下の購入引換券の文言・体裁は検討中のもの。

国補助	〇〇市プレミアム付商品券購入引換券	再発行不可 複写禁止
購入者氏名	〇〇 〇〇	
購入者住所	〇〇県〇〇市・・・	
購入単位	4000円（利用可能額5000円）	自治体 公印刷込
購入回数	5回（一度に複数回分購入することも可）	
<p>（購入時の注意事項）</p> <p>この引換券は再発行できませんので、大切に保管してください。 身分証明書（免許証、健康保険証、社員証、学生証等）、郵便物など購入窓口来訪者の氏名・住所を証明できるものをお持ちください。 また、ご家族が同一世帯の他のご家族の購入引換券により商品券を購入することができます。その際には購入窓口で、ご家族との続柄を申し出てください。代理人・使者等が商品券を購入する場合は、被代理人等の購入引換券を提示の上、被代理人等との関係を申し出てください。なお、例えば、代理人等が複数枚以上の引換券を持ち込まれた場合には、代理関係等を示す資料の提示、被代理人への電話確認などにより代理関係等を詳しく確認させて頂く場合があります。</p> <p>（〇〇市から転出した方へ）</p> <p>本購入引換券は、以下の購入確認欄の空欄数に応じ、お住まいの市町村のプレミアム付商品券購入引換券と交換できます（例えば、転出前に確認印が2つ押されていた場合には、転入先では同じく確認印が2つ押された転入先の購入引換券と交換できます。この場合、転入先では購入単位3つ分、購入可能です）。また、交換時の注意事項は上の「購入時の注意事項」と同様です。</p>		
【購入確認欄】 訂正は国の定める方法のみ有効		
<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>		

購入単位1単位を購入する毎に「購入済」印を押印。印影は任意（右はイメージ）

〇〇市
購入
確認済

基準日以降転出者（非課税者）に係る購入手続き〈案〉

※基準日を除く表中の時期は例示。

（6～7月頃）
①想定対象者への個別広報活動等の準備・実施

基準日（1 / 1）時点市区町村

（7月頃～随時）
③要件確認

（9月頃～随時）
④購入引換券送付

（7月頃～11月頃）
②購入希望申請
※要件該当の宣誓・税務情報等の確認同意

（9月～随時） <購入者の希望に応じ実施>
⑤ 「④の1 / 1時点市区町村の購入引換券」と
現住所地市区町村の購入引換券との交換の申出
※現住所を示す本人確認資料の提示

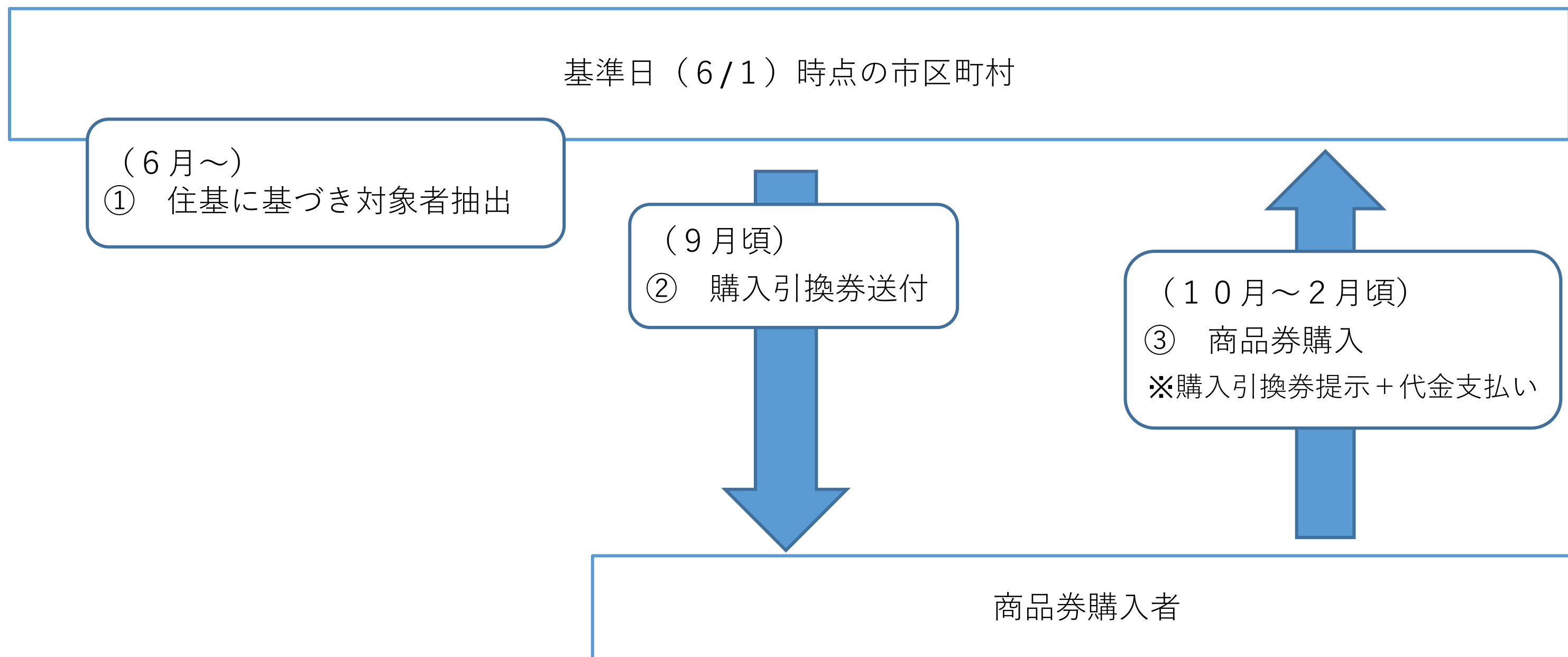
（10月～2月頃）
⑥商品券購入※購入引換券提示+代金支払い

現住所地市区町村

商品券購入者（1 / 1以降転出者）

購入手続き（3歳未満児子育て世帯主分）〈案〉

※基準日を除く表中の時期は例示。



基準日以降転出者（3歳未満児子育て世帯主）に係る購入手続き〈案〉

6/1時点住所地市町村が上記②の購入引換券を6/1以降転出者に送付。

当該転出者が、現住所地市町村の商品券の購入を希望する場合には、6/1時点住所地市町村の購入引換券を現住所地市町村の購入引換券と交換した上で購入。

市区町村における標準的作業のイメージ

(2月頃) 自治体内部の事務局体制の構築

2018年度中の自治体準備経費 ⇒ 自治体の2018年度の補正予算に計上(国補正予算活用)。残額があれば繰越。

2019年度中の自治体準備経費、プレミアム分の補助費 ⇒ 自治体の2019年度の当初予算又は補正に計上(国当初予算活用)。

(2月～夏頃)

事務作業補助を委託する事業者等の選定・調整、対象者リスト作成・管理システムの構築、商品券利用可能店舗の公募、商品券の販売方法・販売期間等の検討、購入希望申請書・購入引換券・商品券作成、換金事務に係る金融機関等との調整 等

(6月頃) 住民税非課税者(課税基準日: 1/1)に購入希望申請を促すための個別広報活動の準備

6/1時点住基台帳から三歳未満子育て世帯主の抽出

(7月～8月頃)

非課税者分の個別広報活動実施、購入希望申請受付 → 届き次第、順次審査 ※申請受付は11月頃まで実施。

購入引換券の作成、送付準備

(9月頃～) 購入引換券発送開始 ※非課税者分は審査終了したものから順次発送、子育て世帯主分は一斉送付を想定

(10月～2月頃) 購入引換券を提示し商品券販売(分割販売) ※販売開始は、利用開始よりもやや早めとすることもありうる。

(10月～3月頃) 商品券の利用・換金処理

※ 3月末までに当年度に係る事業費・事務費について国庫補助申請。換金処理が3月末を越える場合は繰越を想定。

プレミアム付商品券事務費補助金の目安額について

<平成31年1月15日付事務連絡> (概要)

○ プレミアム付商品券事務費補助金の目安額について

プレミアム付商品券事務費補助金については、国の平成30年度第2次補正予算案、平成31年度当初予算案に計上。都道府県及び市区町村における執務上の参考として、これらの予算案を都道府県及び市区町村に配分した場合の「目安額」を提供。

なお、プレミアム付商品券事務費補助金については、他の補助金と同様、補助対象外経費が含まれていないかなどを、国において審査をすることを想定。目安を超過する可能性がある場合には国に事前相談を。

○ 補助対象経費について

本事業の実施に要した事務経費相当額の100%を国が補助する予定。2月中旬頃（本事業に関する全国説明会の開催日頃）以降に生じた経費を対象とする方向で検討中。対象経費については、臨時福祉給付金の取扱いに準じ、以下とすることを検討。

プレミアム付商品券事業のために必要な

超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、賃金、職員旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、使用料及び賃借料、共済費（賃金に係る社会保険料）、報償費、委託料、その他内閣総理大臣が認めた経費

○ 国の平成30年度補正予算案に計上されているプレミアム付商品券事務費補助金の支払いを行う場合のスケジュールイメージ

2019年 1月 国から市区町村ごとに目安となる額を提示

3月 国から交付申請の依頼、交付決定

4月 国から額の請求依頼（2018年度内支出分）

5月 国から支払い

2020年 3月 国から実績報告・額の請求依頼、国から支払い